様式第4号(第5条関係)(その1)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【候補者 → 契約業者等】

**選挙運動用自動車使用証明書(自動車)**

　令和 ７年　　月　　日

令和７年 ４月１３日　執行　佐伯市長選挙

　　　　候補者　　　　　　　　　　　　印

　次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分(該当する方の番号に○をしてください。) | 1 | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | 2 | 左に掲げる場合以外の場合 |
| 運送業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 車種及び自動車登録番号 | 運送等年月日 | 運送等金額 | 備　　考 |
| 　 | R 7/ /　～R 7/ /　 | 円 | 　 |
| 　 | R 7/ /　～R 7/ /　 | 　円 | 　 |
| 　 | R 7/ /　～R 7/ /　 | 　円 | 　 |
| 　 | R 7/ /　～R 7/ /　 | 　円 | 　 |

　備　考

　　1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

　　2　運送事業者等が佐伯市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、佐伯市に支払を請求することはできません。

　　4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円

　　　(2)　(1)以外の場合　15,800円

　　5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

　　6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

　　7　5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、佐伯市に支払を請求することはできません。

　　8　「運送等金額」欄には、消費税及び地方消費税の額を含んだ金額を記載してください。

様式第4号(第5条関係)(その1)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【候補者 → 契約業者等】

**選挙運動用自動車使用証明書(自動車)**

　令和 ７年**○○**月**○○**日

選挙の投票日以後であること。

令和７年 ４月１３日　執行　佐伯市長選挙

　　　　候補者　　　　**○○　○○**　　印

タクシー方式の時こちらに○

レンタル方式の時こちらに○

　次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分(該当する方の番号に○をしてください。) | 1 | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | 2 | 左に掲げる場合以外の場合 |
| 運送業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | **大分県佐伯市○○○○** **△△△△△　（法人名または氏名）****代表者○○　○○　（法人の場合）** |
| 車種及び自動車登録番号 | 運送等年月日 | 運送等金額 | 備　　考 |
| 　**大分５６０あ１２３４** | R 7/ **4** /**6**～R 7/ **4** /**12**　 | **８４，０００**円 | 　 |
| 　選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した年月日、及び金額を記載すること。 | R 7/ /　～R 7/ /　 | 　円 | 　 |
| 　 | R 7/ /　～R 7/ /　 | 　円 | 　 |
| 　 | R 7/ /　～R 7/ /　 | 　円 | 　 |

　備　考

　　1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

　　2　運送事業者等が佐伯市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、佐伯市に支払を請求することはできません。

　　4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円

　　　(2)　(1)以外の場合　15,800円

　　5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

　　6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

　　7　5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、佐伯市に支払を請求することはできません。

　　8　「運送等金額」欄には、消費税及び地方消費税の額を含んだ金額を記載してください。